

2.4 外航業務

2.4.1 入港前統一申請（外航）（W P T）

本業務では、「船舶基本情報等事前登録（W B X）」（参照⇒2.2 船舶基本情報等事前登録（外航）業務で登録した情報に基づき、入港前に各種手続き（以下、「入港前統一申請（外航）」と呼びます）を複数の宛先または個別の宛先へ送信を行うことができます。本業務では、入港前統一申請（外航）を登録・訂正・取消することができます。

申請の操作方法については、1.3.2（4）申請業務を参照してください。

表 2.4.1-1 申請が可能な書類の種類

書類	宛先官庁
乗組員・旅客情報事前報告情報	税関
入港通報（予備審査情報）	入管
乗員上陸許可申請	
入港通報	検疫所
検疫通報	
保障契約情報	地方運輸局
係留施設使用許可申請	港湾管理者
危険物荷役許可申請	港長
停泊場所指定願	
移動許可申請	
係留施設使用届	
船舶保安情報	海上保安部署
事前通報	港内交通管制室／海上交通センター
航路通報	海上交通センター

<共通事項>

入力者について

- 入力者は船会社、船舶代理店です。
- 船会社が登録する場合は、本業務で入力した「船舶コード」の船舶基本情報に登録されている船舶運航者と、同一の船会社である必要があります。

船舶基本情報について

- 船舶は「外航船」で登録されている必要があります。
- 船舶基本情報が削除されていると申請ができません。
- 本業務で入力された入港（予定）年月日より船舶基本情報の船舶名称切替年月日の方が未来日の場合は、切り替える前（訂正前）の船舶名称で申請がされます。

着岸（予定）場所コードまたは出港停泊場所コードについて

- 入力された「着岸（予定）場所コード」または「出港停泊場所コード」のいずれかが「内航バス」の場合、送信結果画面に注意喚起メッセージが表示されます。

訂正について

- 訂正できる入港前統一申請の条件は以下のとおりです。
 - 入力者は入港前統一申請を提出した利用者と同じである必要があります。
- 申請済の入港前統一申請に対して訂正が行われた場合、届出／申請番号（入港前統一申請番号）には枝番が付加されます。
- 入港前統一申請に対する訂正は、最大99回となっています。

取消について

- 取消できる入港前統一申請の条件は以下のとおりです。
 - 入力者は入港前統一申請を提出した利用者と同じである必要があります。
- 取消を行う場合、関係官庁に対してあらかじめ連絡することが必要です。

<個別事項>

税関への提出について

- 税関に提出する乗組員・旅客情報事前報告については、原則入港する2時間前までに手続きを行ってください。
- 「書類提出先官署コード」を入力しなくても、「着岸（予定）場所」の港コードに基づき、提出先の税関官署が決定されます。ただし、「書類提出先官署コード」を入力した場合は、本業務で入力した税関官署に提出されます。
- 「入港（予定）年月日及び時刻」は、次の1.～2.の優先順位により登録されます。
 1. 乗組員・旅客情報事前報告情報に入力された「びょう泊（予定）年月日・時刻（自）」
 2. 乗組員・旅客情報事前報告情報に入力された「着岸（予定）年月日・時刻」

入管への提出について

- 入港通報（予備審査情報）の場合は、以下の情報が送信されます。
 - 入港通報（予備審査情報）

船舶の停泊予定時間等は、到着する24時間前までに手続きを行ってください。

- 乗組員名簿
- 旅客名簿

乗組員及び旅客数については到着する24時間前まで、氏名については到着する2時間前までに手続きを行ってください。

- 乗員上陸許可申請の場合は、以下の情報が送信されます。
 - 乗員上陸許可申請
 - 乗組員名簿
- 申請の訂正を行った後、「書類状態確認（WVS）」（参照⇒2.9.1 書類状態確認）にて処理状態が「受付不能」となっている場合、NACCS上は送信済となっておりますが、乗員上陸許可支援システム上は訂正前の申請について審査中のため、申請が受付されていません。

「書類状態確認（WVS）」にて入管向けの訂正前申請の処理状態が「審査終了済」となっている場合、申請先官署へ該当申請の取下処理を依頼した後、訂正内容を反映した申請を新規に送信してください。

また、「書類状態確認（WVS）」にて入管向けの訂正前申請の処理状態が「訂正依頼済」または「受付済」となっていた場合は、再度訂正の申請を実施してください。

- 申請の取消を行った後、「書類状態確認（WVS）」（参照⇒2.9.1 書類状態確認）にて処理状態が「受付不能」となっている場合、NACCS上は取消となっておりますが、乗員上陸許可支援システム上は取消が受付されていません。
申請先官署へ該当申請の処理状態をお問い合わせください。乗員上陸許可支援システム上で処理状態が「審査終了」または「受付」となっている場合は、申請先官署に取下処理を依頼してください。

検疫所への提出について

- 以下の情報が送信されます。
 - 入港通報
 - 検疫通報
- 入港通報について、到着36時間前までに手続きを行った場合は、入港前の変化状況を踏まえた検疫通報の手続きが必要です。ただし、到着36時間以内の場合は、検疫通報を省略することができます。
- 入港通報については、原則入港24時間前までに手続きが必要です。
- 検疫通報を行う場合は、必ず入港通報を先に行い、その際に払い出される検疫所通知番号を入力してください。

- 検疫所通知番号は、一つの申請に対してしか入力できず、複数の申請で入力することはできません。入力した申請を取り消した場合は、再度検疫所通知番号を別の申請に入力することができます。

地方運輸局への提出について

- 地方運輸局へ送信される保証契約情報については、荒天、遭難その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由がある場合を除き、本邦以外の地域の港から本邦内の港へ入港する日の前日正午まで、もしくは本邦以外の地域の港から特定海域へ入域する日の前日正午までに手続きを行ってください。

港湾管理者への提出について

- 公共岸壁の使用届については、係留施設使用許可申請にて公共岸壁を管理する港湾管理者宛手続きを行ってください。

港長への提出について

- 以下の情報が送信されます。
 - 危険物荷役許可申請
 - 停泊場所指定願
 - 移動許可申請
 - 係留施設使用届
- 専用岸壁の使用届については、係留施設使用届にて係留施設管理者より港長宛手続きを行ってください。

港内交通管制室への提出について

- 港内交通管制室へ送信される事前通報については、入航予定日または運航開始予定日の前日正午までに手続きを行ってください。

海上保安部署への提出について

- 海上保安部署へ送信される船舶保安情報については、荒天、遭難その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由がある場合を除き、本邦以外の地域の港から本邦の港に入港する 24 時間前、もしくは本邦以外の地域の港から特定海域へ入域する 24 時間前までに手続きを行ってください。

海上交通センターへの提出について

- 以下の情報が送信されます。
 - 事前通報

➤ 航路通報

- 事前通報については、入航予定日または運航開始予定日の前日正午までに手続きを行ってください。
- 航路通報については、航路外から航路に入ろうとする日の前日正午までに手続きを行ってください。

その他、手続きに際しご不明な点につきましては、申請先官署へお問い合わせください。

<申請等呼出について>

- 申請済の情報を呼び出し修正することで、新規の入港前統一申請を申請することができます。以下の情報を呼び出すことができます。
- ・入港前統一申請（外航）

<入港前統一申請（外航）の提出について>

- 以下の帳票を「書類状態確認（WVS）」業務（種別：申請情報）で確認できます。

表 2.4.1-2 書類状態確認（WVS）業務（種別：申請情報）で確認できる帳票

条件	帳票名
港湾管理者への係留施設使用許可申請の場合	係留施設使用許可申請情報
港長への危険物荷役許可申請の場合	危険物荷役許可申請情報
港長への停泊場所指定願の場合	停泊場所指定願情報
港長への移動許可申請の場合	移動許可申請情報
港長への係留施設使用届の場合	係留施設使用届情報
港内交通管制室または海上交通センターへの事前通報の場合	事前通報情報

- 以下の帳票を「書類状態確認（WVS）」業務（種別：帳票情報）まで確認できます。

* 帳票を確認できる期間は、下記の表の条件から14日間（土日祝含む）です。

表 2.4.1-3 書類状態確認（WVS）業務（種別：帳票情報）で確認できる帳票

条件	帳票名
検疫所が入港通報を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入港通報回答情報（検疫所）
検疫所が入港通報または検疫通報を確認し、入力者に対して交付を行った場合	無線検疫審査結果通知

条件	帳票名
検疫所が検疫通報を確認し、入力者に対して回答を行った場合	検疫通報回答情報（検疫所）
地方運輸局が保障契約情報を確認し、入力者に対して回答を行った場合	保障契約情報回答情報
港湾管理者が係留施設使用許可申請を確認し、入力者に対して回答を行った場合	係留施設使用許可申請回答情報
港長が危険物荷役許可申請を確認し、入力者に対して回答を行った場合	危険物荷役許可申請回答情報
港長が停泊場所指定願を確認し、入力者に対して回答を行った場合	停泊場所指定願回答情報
港長が移動許可申請を確認し、入力者に対して回答を行った場合	移動許可申請回答情報
港長が係留施設使用届を確認し、入力者に対して回答を行った場合	係留施設使用届回答情報
海上保安部署が船舶保安情報を確認し、入力者に対して回答を行った場合	船舶保安情報回答情報
港内交通管制室または海上交通センターが事前通報を確認し、入力者に対して回答を行った場合	事前通報回答情報
海上交通センターが航路通報を確認し、入力者に対して回答を行った場合	航路通報回答情報
海上交通センターが航路通報を確認し、入力者に対して交付を行った場合	指示書
海上交通センターが航路通報を確認し、入力者に対して交付を行った場合	勧告書

- 以下の帳票が宛先官庁に出力されます。

表 2.4.1-4 宛先官庁に出力される帳票

条件	帳票名	出力先
税関への乗組員・旅客情報事前報告の場合	乗組員・旅客情報事前報告情報	書類提出先税関（監視担当部門）
税関への乗組員・旅客情報事前報告が訂正または取消された場合	乗組員・旅客情報事前報告訂正・取消通知情報	書類提出先税関（監視担当部門）
入管への入港通報（予備審査情報）提出の場合	入港通報（予備審査情報）提出情報	入管

条件	帳票名	出力先
入管への入港通報（予備審査情報）届 情報が訂正または取消された場合	入港通報（予備審査情報） 訂正・取消情報	入管
入管への乗員上陸許可申請提出の場合	乗員上陸許可申請提出情 報	入管
入管への乗員上陸許可申請情報が訂正 または取消された場合	乗員上陸許可申請訂正・ 取消情報	入管
検疫所への入港通報提出の場合	入港通報提出情報	検疫所
検疫所への入港通報情報が訂正または 取消された場合	入港通報訂正・取消情報	検疫所
検疫所への検疫通報提出の場合	検疫通報提出情報	検疫所
検疫所への検疫通報情報が訂正または 取消された場合	検疫通報訂正・取消情報	検疫所
地方運輸局への保障契約情報提出の場 合	保障契約情報提出情報	地方運輸局
地方運輸局への保障契約情報が訂正ま たは取消された場合	保障契約情報訂正・取消 情報	地方運輸局
港湾管理者への係留施設使用許可申請 提出の場合	係留施設使用許可申請提 出情報	港湾管理者
港湾管理者への係留施設使用許可申請 情報が訂正または取消された場合	係留施設使用許可申請訂 正・取消情報	港湾管理者
港長への危険物荷役許可申請提出の場 合	危険物荷役許可申請提出 情報	港長
港長への危険物荷役許可申請情報が訂 正または取消された場合	危険物荷役許可申請訂 正・取消情報	港長
港長への停泊場所指定願提出の場合	停泊場所指定願提出情報	港長
港長への停泊場所指定願情報が訂正ま たは取消された場合	停泊場所指定願訂正・取 消情報	港長
港長への移動許可申請提出の場合	移動許可申請提出情報	港長
港長への移動許可申請情報が訂正また は取消された場合	移動許可申請訂正・取消 情報	港長
港長への係留施設使用届提出の場合	係留施設使用届提出情報	港長
港長への係留施設使用届情報が訂正ま たは取消された場合	係留施設使用届訂正・取 消情報	港長

条件	帳票名	出力先
海上保安部署への船舶保安情報提出の場合	船舶保安情報提出情報	海上保安部署
海上保安部署への船舶保安情報が訂正または取消された場合	船舶保安情報訂正・取消情報	海上保安部署
港内交通管制室／海上交通センターへの事前通報提出の場合	事前通報提出情報	港内交通管制室／海上交通センター
港内交通管制室／海上交通センターへの事前通報情報が訂正または取消された場合	事前通報訂正・取消情報	港内交通管制室／海上交通センター
海上交通センターへの航路通報提出の場合	航路通報提出情報	海上交通センター
海上交通センターへの航路通報情報が訂正または取消された場合	航路通報訂正・取消情報	海上交通センター